

平成30年第2回千葉市議会定例会議案

議案第59号乃至第71号

平成30年6月



平成30年第2回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
59	専決処分について(千葉市市税条例の一部改正)(平成30年3月31日)	1
60	専決処分について(工事請負変更契約について(三角町柏井町線(柏井橋)下部工工事(29-1)))(平成30年3月19日)	4
61	平成30年度千葉市一般会計補正予算(第1号)	別冊
62	千葉市市税条例等の一部改正について	7
63	千葉市病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について	13
64	千葉市旅館業法施行条例の一部改正について	15
65	千葉市病院事業のあり方検討委員会設置条例の制定について	19
66	子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	21
67	千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	22
68	財産の取得について(消防艇の棧橋)	23
69	工事請負変更契約について(三角町柏井町線(柏井橋)下部工工事(29-1))	24
70	議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-2工区)に係る工事請負契約)	28
71	議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-3工区)に係る工事請負契約)	31

議案第 59 号

専決処分について

平成 30 年 3 月 31 日専決処分により、次のとおり千葉市市税条例の一部を改正する条例を制定公布したので承認を求める。

平成 30 年 6 月 7 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第27号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「平成27年度類似用途変更宅地等」を「平成30年度類似用途変更宅地等」に、「平成28年度類似用途変更宅地等」を「平成31年度類似用途変更宅地等」に、「平成29年度類似用途変更宅地等」を「平成32年度類似用途変更宅地等」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の附則第10条の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。



議 案 説 明

千葉市市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

議案第60号

専決処分について

平成30年3月19日専決処分により、「三角町柏井町線（柏井橋）下部工工事（29-1）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更したので承認を求める。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 251,424,000円

変更後 308,697,480円

2 工 期

変更前 契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成30年6月30日まで

（契約締結日 平成29年8月28日）

(参考)

工事請負契約について

- 1 工事名称 三角町柏井町線（柏井橋）下部工工事（29-1）
- 2 施工場所 千葉市花見川区柏井町地内
- 3 工事概要 (1) 橋台築造1基
(2) 橋脚築造1基
- 4 契約方法 指名競争入札
- 5 契約金額 251,424,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで
(契約締結日 平成29年8月28日)
- 7 請負者 千葉市中央区新田町2番10号
真柄建設株式会社 千葉営業所
所長 井関 盛也



議 案 説 明

三角町柏井町線（柏井橋）下部工工事（29-1）に係る工事請負契約の契約金額及び工期の変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

議案第62号

千葉市市税条例等の一部改正について

千葉市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市市税条例等の一部を改正する条例

(千葉市市税条例の一部改正)

第1条 千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第18条の6第5項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第20条第2項中「第15条の8第3項」を「第15条の8第1項」に改める。

第36条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

附則第5条第2項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第32項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第5条第8項中「第15条第32項第2号」を「第15条第32項第3号」に改め、同条第12項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第9条中「第12条第24項」を「第12条第17項」に改め

る。

附則第9条の2中「第7条第11項」を「第7条第13項」に、「第12条第24項」を「第12条第17項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第9条の3 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項の通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に掲げる劇場若しくは演芸場又は同条第4号に掲げる集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、当該申告書を3月以内に提出することができなかつた理由

第2条 千葉市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第10項中「第15条第44項」を「第15条第43項」

に改め、同条第11項中「第15条第45項」を「第15条第44項」に改め、同条第12項中「第15条第47項」を「第15条第46項」に改める。

第3条 千葉市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 千葉市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

(千葉市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 千葉市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年千葉市条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「千葉市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第3項中「新条例」を「千葉市市税条例」に改め、同条第6項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中千葉市市税条例第36条の改正規定並びに第5条及び附則第4条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第3条及び附則第5条の規定 平成32年10月1日
- (4) 第1条中千葉市市税条例第10条の2の改正規定及び次条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第4条及び附則第6条の規定 平成33年10月1日
- (6) 第1条中千葉市市税条例附則第5条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に1項を加える改正規定 公布の日又は生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の千葉市市税条例（次条第1項及び附則第4条第2項において「新条例」という。）第10条の2の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例附則第5条第2項、第6項から第8項まで及び第12項の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項第1号及び第3号に掲げる施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。次条第2項及び附則第6条第2項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（千葉市市税条例等の一部を改正する条例附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項において同じ。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第34条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、次条第2項及び附則第6条

第2項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。次条第2項及び附則第6条第2項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課し

た、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

~~~~~

## 議 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、中小事業者等による生産性向上に資する設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、市たばこ税の税率を改定するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 6 3 号

千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 7 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

## 千葉市条例第 号

千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成 2 7 年千葉県条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（療養病床を有する病院の人員の基準に係る経過措置）」を付し、同項中「（以下この項）」の次に「及び次項」を加える。

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用を受ける特定病院の開設者が、平成 3 0 年 6 月 3 0 日までの間に、再び特定病院であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」とあるのは、「平成 3 6 年 3 月 3 1 日」とする。

附則に次の 1 項を加える。

（療養病床を有する診療所の人員の基準に係る経過措置）

6 第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、療養病床を有する診療所であって、平成 2 4 年 4 月 1 日において看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数が同項第 1 号及び第 2 号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年 6 月 3 0 日までの間に、特定診療所であることを市長に届け出ている場合であって、平成 3 0 年 6 月 3 0 日までの間に、再び特定診療所であることを市長に届け出た場合の当該診療所に置く

べき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数は、平成36年3月31日までの間は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床を有する病院及び診療所の看護師等の配置基準に係る経過措置を延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



## 議案第64号

千葉県旅館業法施行条例の一部改正について

千葉県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

千葉県旅館業法施行条例（平成15年千葉県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「準用される」を「準用する」に改め、同項第1号及び第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第3条中「準用される」を「準用する」に改める。

第4条中「第14条」を「第15条」に改める。

第5条第2項中「充分な」を「十分な」に改め、同条第3項を削る。

第6条から第8条までを次のように改める。

（照明）

第6条 旅館業の施設は、宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を保たなければならない。

（飲料水）

第7条 人の飲用に供するために水栓に供給する水（以下この条及び第17条第2号において「飲料水」という。）は、人の飲用に適するものでなければならない。

2 飲料水は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び千葉県小規模水道条例（平成3年千葉県条例第57号）第2条第1号に規定する小規模水道により供給される水（次項及び第17条第2号において「水道水等」という。）以外の水である場合は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 飲料水が水道水等以外の水である場合は、規則で定めるところにより、当該飲料水について水質検査を行い、その記録を3年間保存しなければならない。

(施設の清潔の保持)

第8条 旅館業の施設は、衛生上支障のないよう清潔に保たなければならない。

第9条第1号中「1週間」を「3日」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 布団カバー、敷布、枕カバー、寝衣等は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第10条中「定める営業」を「掲げる旅館業」に改め、同条第1号中「ホテル、旅館」を「旅館・ホテル」に改める。

第11条第1項中「元栓の開閉時間及び」を削り、同条第2項を削る。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「設備をいう。」の次に「次号において同じ。」を加え、「人の飲用に適する」を「規則で定める基準に適合する」に、「第16条第5号」を「第17条第7号」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) シャワー又は打たせ湯に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

第12条第4号ア中「第16条第8号ウ」を「第17条第10号ウ」に改める。

第14条を次のように改める。

(便所の衛生管理)

第14条 便所は、毎日清掃するとともに、適宜消毒し、常に清潔で衛生的に保たなければならない。

2 便所の手洗い設備には、石けん等を備えなければならない。

3 便所には、共同タオル等を備え付けてはならない。

第17条を削る。

第16条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 玄関帳場又はフロントを設置する場合は、次に定める基準を満た

していること。

ア 玄関帳場又はフロントは、当該玄関帳場又はフロントから宿泊しようとする者を容易に確認することができ、かつ、宿泊しようとする者が通過する場所に設置すること。

イ 玄関帳場又はフロントは、宿泊しようとする者と面接することができる構造であること。

第16条中第11号を第13号とし、同条第10号中「各階に設け、防虫及び防臭の設備」を「利用しやすい位置に設け、かつ、適当な換気設備」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第9号を第11号とし、同条第8号中「洋式浴室以外の浴室の」を削り、同号を同条第10号とし、同条第7号中「洋式浴室以外の浴室の」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号中「洋式浴室以外の浴室の」を削り、同号を同条第8号とし、同条第5号中「洋式浴室以外の浴室のうち洗い場を有する浴室は、当該洗い場に」を「浴室の洗い場には、」に、「それぞれ同数有する」を「設ける」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、同条第3号中「を格納する」を「、タオル等を清潔に保管できる」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 飲料水が水道水等以外の水である場合は、殺菌装置等を設置すること。

(3) 窓のない客室は設けないこと。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(施設の維持管理計画)

第15条 旅館業の施設について、年間の維持管理に関する計画を作成し、当該計画に基づいて施設の維持管理を行うとともに、当該維持管理に係る記録を作成し、その記録を3年間保存しなければならない。

第18条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場又はフロントその他当該者の確認を適切に行うための設備として規則で定める基準に

適合するものを有すること。

第18条第1項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「第16条第2号から第9号まで及び第11号並びに前条第1項」を「前条」に改める。

第19条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「は、客室ごとに、寝具、宿泊者の携行品等を収納する設備を有することとする」を「については、第17条第2号、第3号及び第7号から第13号まで並びに前条第1項第1号本文の規定を準用する」に改め、同条第2項を削る。

第20条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第6条、第9条第1号及び第16条から第18条まで」を「第9条第1号、第17条及び第18条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

旅館業法等の一部改正を踏まえ、宿泊者の衛生に必要な措置及び施設の構造設備に係る基準を見直すほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第65号

千葉県病院事業のあり方検討委員会設置条例の制定について
千葉県病院事業のあり方検討委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県病院事業のあり方検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県病院事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、病院事業のあり方に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

病院事業のあり方検討委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第66号

子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について  
子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「者。」を「者」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項第1号の規定は、平成30年8月1日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

生活保護法により医療扶助のみを受けている者を助成対象外とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第67号

千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議案説明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第68号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 取得財産 消防艇の栈橋
  - (1) 所在地 千葉市中央区中央港1丁目4番地先
  - (2) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (3) 形状 全長 44.40m  
全幅 5.01m  
杭長 28.50m
- 2 取得予定価額 95,009,501円

~~~~~

議案説明

消防艇の栈橋を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第69号

工事請負変更契約について

平成30年3月19日専決処分した「三角町柏井町線（柏井橋）下部工工事（29-1）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 308,697,480円

変更後 311,434,200円

2 工 期

変更前 契約締結日の翌日から平成30年6月30日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成30年8月31日まで

（契約締結日 平成29年8月28日）

(参考－１)

工事請負契約について

- 1 工事名称 三角町柏井町線（柏井橋）下部工工事（２９－１）
- 2 施工場所 千葉市花見川区柏井町地内
- 3 工事概要 (１) 橋台築造１基
(２) 橋脚築造１基
- 4 契約方法 指名競争入札
- 5 契約金額 ２５１，４２４，０００円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成３０年３月３０日まで
(契約締結日 平成２９年８月２８日)
- 7 請負者 千葉市中央区新田町２番１０号
真柄建設株式会社 千葉営業所
所長 井関 盛也

(参考－２)

議案第６０号

専決処分について

平成３０年３月１９日専決処分により、「三角町柏井町線（柏井橋）下部工工事（２９－１）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更したので承認を求める。

平成３０年６月７日提出

千葉市長 熊谷俊人

１ 契約金額

変更前 ２５１，４２４，０００円

変更後 ３０８，６９７，４８０円

２ 工 期

変更前 契約締結日の翌日から平成３０年３月３０日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成３０年６月３０日まで

（契約締結日 平成２９年８月２８日）



議 案 説 明

三角町柏井町線（柏井橋）下部工工事（29-1）に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第70号

議決事件の一部変更について

平成29年9月15日議決された「液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-2工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 939,600,000円

変更後 958,458,960円

(参考)

議案第108号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-2工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺3丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 939,600,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成31年1月31日まで
- 7 請負者 千葉市緑区あすみが丘3丁目57番地1
森川・市原建設共同企業体
代表者 千葉市緑区あすみが丘3丁目57番地1
森川建設株式会社
代表取締役 石井 喜義
千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
株式会社市原組
代表取締役 橋本 和記

~~~~~

議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-2工区）に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。



議案第71号

議決事件の一部変更について

平成29年9月15日議決された「液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-3工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成30年6月7日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 913,680,000円

変更後 930,275,280円

(参考)

議案第109号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-3工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺3丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式  
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 913,680,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成31年1月31日まで
- 7 請負者 千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
市原・森川建設共同企業体  
代表者 千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
株式会社市原組  
代表取締役 橋本 和記  
千葉市緑区あすみが丘3丁目57番地1  
森川建設株式会社  
代表取締役 石井 喜義



議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-3工区）に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。